

Ⅱ 資料

1 東京都及び全国の条例制定状況

平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」には、地方公共団体の責務として、その基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定めている。このように基本法は、地方公共団体に男女共同参画社会の形成のためのさまざまな施策を策定し、実施することを求めている。

条例の策定に関しては明文の規定はなく、法令によって義務付けられているものではないが、基本法の中で「地方公共団体の責務」として謳われている政策の 1 つであり、男女共同参画社会の形成の促進の基本となるものである。基本法の制定・施行以来、地方公共団体で条例を作ろうという動きが広がっている。平成 18 年 1 月 1 日現在の制定状況は以下のとおりである。

(1) 東京都の条例制定状況

○東京都では 9 区 3 市が制定（平成 18 年 1 月 1 日現在）

| 自治体名 | 条例名称 | 施行日 |
|------|-------------------------------|----------|
| 港区 | 港区男女平等参画条例 | H16.4.1 |
| 新宿区 | 新宿区男女共同参画推進条例 | H16.4.1 |
| 江東区 | 江東区男女共同参画条例 | H16.4.1 |
| 目黒区 | 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例 | H14.3.15 |
| 中野区 | 中野区男女平等基本条例 | H14.4.1 |
| 豊島区 | 豊島区男女共同参画推進条例 | H15.4.1 |
| 板橋区 | 板橋区男女平等参画基本条例 | H15.4.1 |
| 足立区 | 足立区男女共同参画社会推進条例 | H15.4.1 |
| 葛飾区 | 葛飾区男女平等推進条例 | H16.4.1 |
| 小金井市 | 小金井市男女平等参画基本条例 | H15.7.1 |
| 日野市 | 日野市男女平等基本条例 | H14.4.1 |
| 東大和市 | 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 | H17.3.31 |

(2) 全国の条例制定状況

○46都道府県276区市町村が制定（内閣府がH18年1月1日現在、公的に把握している情報）

| 都道府県名 | 名 称 | 施行日 | 制定市区町村数 |
|-------|---|---------------|---------|
| 北海道 | 北海道男女平等参画推進条例 | ※平成13年4月1日 | 9 |
| 青森県 | 青森県男女共同参画推進条例 | 平成13年7月4日 | 1 |
| 岩手県 | 岩手県男女共同参画推進条例 | ※平成15年4月1日 | 5 |
| 宮城県 | 宮城県男女共同参画推進条例 | 平成13年8月1日 | 6 |
| 秋田県 | 秋田県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 0 |
| 山形県 | 山形県男女共同参画推進条例 | 平成14年7月2日 | 1 |
| 福島県 | 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 | ※平成14年4月1日 | 13 |
| 茨城県 | 茨城県男女共同参画推進条例 | 平成13年4月1日 | 11 |
| 栃木県 | 栃木県男女共同参画推進条例 | 平成15年4月1日 | 6 |
| 群馬県 | 群馬県男女共同参画推進条例 | 平成16年4月1日 | 2 |
| 埼玉県 | 埼玉県男女共同参画推進条例 | ※平成12年4月1日 | 21 |
| 東京都 | 東京都男女平等参画基本条例 | 平成12年4月1日 | 12 |
| 神奈川県 | 神奈川県男女共同参画推進条例 | ※平成14年4月1日 | 4 |
| 新潟県 | 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例 | ※平成14年4月1日 | 3 |
| 富山県 | 富山県男女共同参画推進条例 | 平成13年4月1日 | 10 |
| 石川県 | 石川県男女共同参画推進条例 | ※平成13年10月12日 | 7 |
| 福井県 | 福井県男女共同参画推進条例 | 平成14年11月1日 | 6 |
| 山梨県 | 山梨県男女共同参画推進条例 | 平成14年3月28日 | 13 |
| 長野県 | 長野県男女共同参画社会づくり条例 | ※平成14年12月26日 | 14 |
| 岐阜県 | 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例 | 平成15年11月1日 | 5 |
| 静岡県 | 静岡県男女共同参画推進条例 | 平成13年7月24日 | 5 |
| 愛知県 | 愛知県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 10 |
| 三重県 | 三重県男女共同参画推進条例 | 平成13年1月1日 | 6 |
| 滋賀県 | 滋賀県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 2 |
| 京都府 | 京都府男女共同参画推進条例 | ※平成16年4月1日 | 5 |
| 大阪府 | 大阪府男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 8 |
| 兵庫県 | 男女共同参画社会づくり条例 | ※平成14年4月1日 | 4 |
| 奈良県 | 奈良県男女共同参画推進条例 | 平成13年7月1日 | 3 |
| 和歌山県 | 和歌山県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 0 |
| 鳥取県 | 鳥取県男女共同参画推進条例 | ※平成13年4月1日 | 3 |
| 島根県 | 島根県男女共同参画推進条例 | ※平成14年4月1日 | 7 |
| 岡山県 | 岡山県男女共同参画の促進に関する条例 | ※平成13年10月1日 | 14 |
| 広島県 | 広島県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 5 |
| 山口県 | 山口県男女共同参画推進条例 | 平成12年10月1日 | 4 |
| 徳島県 | 徳島県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 0 |
| 香川県 | 香川県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 1 |
| 愛媛県 | 愛媛県男女共同参画推進条例 | ※平成14年4月1日 | 4 |
| 高知県 | 高知県男女共同参画社会づくり条例 | ※平成16年4月1日 | 1 |
| 福岡県 | 福岡県男女共同参画推進条例 | 平成13年10月19日 | 16 |
| 佐賀県 | 佐賀県男女共同参画推進条例 | 平成13年10月9日 | 1 |
| 長崎県 | 長崎県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 2 |
| 熊本県 | 熊本県男女共同参画推進条例 | 平成14年4月1日 | 5 |
| 大分県 | 大分県男女共同参画推進条例 | ※平成14年4月1日 | 7 |
| 宮崎県 | 宮崎県男女共同参画推進条例 | ※平成15年4月1日 | 5 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県男女共同参画推進条例 | ※平成14年1月1日 | 3 |
| 沖縄県 | 沖縄県男女共同参画推進条例 | 平成15年4月1日 | 1 |
| 千葉県 | | | 5 |
| 合計 | | 46 ※一部、別の日に施行 | 276 |

2 調査研究の方法

推進会議では、平成 14 年度から「男女共同参画基本条例の制定に向けた調査研究」を開始した。平成 16 年度からは期限を決めて調査研究することの必要性が提案され、以下の方法により調査研究が進められた。

(1) 先進事例の調査—先進 2 市の基本条例を比較検討

目的：条例の構成、必須条項、表現方法等の把握

選定理由：羽村市と環境条件（人口、産業等）が似ている市（H市、K市

方法：資料を事前配布し、ポイントを抽出しておく。

推進会議の席で、課題整理し推進会議の意見としてまとめる。

※詳細は「3 H市、K市の条例の特徴」に別記。

(2) 勉強会等の実施

【第 1 回勉強会】

テーマ「条例について」

開催日：平成 16 年 12 月 21 日（火）

説明：総務部庶務課 小林秀治課長補佐

内容：条例とは、条例の構成、制定の目的、条例の拘束力、条例と上位の法律との整合性についてなど

対象：推進会議委員

【第 2 回研修会】

テーマ「男女共同参画社会の形成とは」

開催日：平成 17 年 3 月 9 日（水）

講師：諸橋泰樹氏（フェリス女学院大学文学部教授）

内容：男女共同参画社会の必要性・背景
男女共同参画の理念

対象：推進会議委員及び市職員（羽村市男女共同参画推進員）等

3 H市、K市の条例の特徴

(1) H市の条例の特徴

H市は、先進技術産業が立地する一方で、公共施設の充実や都市基盤の整備などが進められ、17万人の市民が住む自然に恵まれた住宅都市として発展している。平成13年12月21日に「条例」を制定し、翌14年4月1日から施行された。

都内の自治体では、男女共同参画条例の制定は、都に続き2番目である。

H市では、この条例について「H市に住み、市内で働き、市内のすべての人々が男女共同参画社会を目指すことを決意し、共通理解のもとに協力・連携して取り組んでいくよりどころ」（平成14年8月H市発行：条例小冊子参照）として制定している。

【条例の主な特徴】

- 条例の名称は「男女平等基本条例」。「平等」という言葉を使用している。
- 目的は「男女平等社会の実現」で、基本精神は「人権尊重」。「人権尊重を基にして男女平等のまちの実現を目指す」とある。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツの定義があり、基本施策の中でも「真のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の理解と尊重を謳っていること。
- 基本理念に「自己決定の尊重」を明記したこと。
- 権利侵害として、「ストーカー行為」や「男女間における暴力的行為」の禁止を明記したこと。
- 「男女差別や暴力の根絶に向けた勇気をもった行動」を市民の責務と位置付けたこと。
- 「情報の提供と、男女平等教育の積極的推進」を市の責務と位置付けたこと。
- 基本施策に、「就労を目指す市民に対する積極的支援」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付けたこと。
- 男女平等推進委員会委員の男女構成は、「男女いずれか一方の性が4割未満とならないようにしなければならない」と数値目標を明記したこと。
- 施行後5年を目途として、必要な見直しを行うことを明記したこと。

調査研究の中でのその他の意見

- ・ 「歴史と伝統の中で、固定的な性別役割分業意識が残り、女性の活躍に制約があり、市は積極的に施策展開しているが、男女平等が市民生活に根付いていない。そこで、すべての市民が人権尊重を基にして男女平等のまちの実現を図る」ということで条例の制定。そこが、一番大きな特徴と思う。

- ・ 1つの章に「施策と計画」があり、「施策」の部分に特徴を盛り込んでいる。
- ・ 「人権尊重」という基本的な理念で全体が流れ統一している。
- ・ 市がリードしながら、男女共同参画社会のまちづくりを進めていくのが目標。
- ・ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の定義があり、基本施策にも「妊娠・出産についても自己決定できるよう啓発する」、DVだけでなくストーカー行為までを含めていて、一歩踏み込んでいる。
- ・ 第1条の目的の中で「地域における各種団体を含む市民」と明記している。
- ・ 審議会の委員数は 10人で、学習団体から2人選出されている。
- ・ 苦情処理は、苦情処理機関が直接受けるシステムになっている。

(2) K市の条例の特徴

K市は、大学や研究施設の多い落ち着いた住宅・文教都市として発展している。現在は、JR中央線の立体交差事業や市街地再開発事業、土地区画整理事業など都市基盤整備などが進められ、11万人の市民が住む自然に恵まれた都市である。平成15年6月26日に「条例」を制定・公布し、同年7月1日から施行（一部、翌16年4月1日施行）された。

JR中央本線沿線で2つ目の男女共同参画条例の制定である。

K市では、この条例について「K市に住み、働き、学び、地域で暮らすすべての人々、その生命や存在を、何よりかけがえのない大切なものとして認識し、市・市民・事業者等がそれぞれ協力し合い、人権が尊重される社会をめざしていくよりどころ」（平成16年3月K市発行：条例小冊子参照）として制定している。

【条例の主な特徴】

- 条例の名称は「男女平等基本条例」。「平等」という言葉を使用している。
- 目的は「男女平等社会の実現」で緊急かつ重要な課題としている。
- 特に、「ジェンダーによる性差別」をなくすことが前文で基本精神となっている。
- 市民、事業者のほかに「その他の団体の責務」を明記している。
- 「男女平等社会」「男女共同参画」など用語を10項目定義すると共に、男女共同参画の推進の具体的施策も3章で12項目に渡り、細かく具体的に記述している。
- 「情報の提供と男女平等教育の積極的推進」を市の責務とするなど、全体を通して表現・情報、メディアリテラシーなどが特徴的である。
- 基本理念の中に、「性別による固定的な役割分担」意識の改革、「国際社会への協調」を明記したこと。

- 情報の中で、「市」と「学校教育その他のあらゆる教育にかかわる者」を分けて記述していること。
- 基本施策に、「刊行物に対する配慮」「補助金の交付を受けた者に対する助言」「調査研究、情報の収集・分析」「普及・広報」などを細かく位置付けたこと。
- 「財政上の措置」を基本施策として位置付けたこと。
- 男女平等推進審議会委員の男女構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮するとともに、「審議会の公開」についても明記したこと。

調査研究のなかでの主な意見

- ・ 「女性による地域活動も早くから行われ、女性議員の割合も高く社会参画の活動の割合の高さは市の特徴の1つであるが、しかし、ジェンダーによる性差別は依然として根強く残っている。このことは、今後の自由で活力ある社会の構築を阻害する要因となりうるので、そこで、基本理念や総合的施策を明確にするため」に条例の制定。そこが、一番大きな特徴と思う。
- ・ 「施策」と「計画」の章を別にして、「施策」の部分に特徴を盛り込んでいる。
- ・ 「計画」に関して章が短い。章を別にすべきかどうかはわからない。
- ・ 拠点施設の整備や財政上の措置など、ジェンダー意識を改善するために展開しなければならないことを細かく決めている。その結果、条文的にも項目的にも多くなっている。
- ・ 第2条でジェンダーやジェンダー統計、第3条で男女の役割分担意識の改革とか、ジェンダー的なことが意識されている。
- ・ 「男女平等社会」の定義があり、目指しているもの、目的がより明確になっている。
- ・ 「ジェンダー統計」「ドメスティック・バイオレンス等」の定義があり、大事な項目と思う。
- ・ 先進的な定義も加え展開しているので、これが全部実現されなかった場合どうするかと思う。
- ・ 基本条例でありながら細かく決めていくのはどうか、という気もする。
- ・ 審議会の委員数は10人で、公募市民に含まれるにしても学習団体からの選出がないのが特徴。
- ・ 学習団体の捉え方の違いもある。
- ・ 苦情処理は、市長が直接受けるかシステムになっている。